山形市学校給食物資購入に係る協定書

山形市（以下「甲」という。）と学校給食物資納入業者（以下「乙」という。）は、山形市の学校給食物

資（以下「物資」という。）の発注及び納入等について、下記条項により協定を締結するものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、山形市の学校給食で使用する物資の衛生管理の徹底、品質の確保、発注、納品

の円滑化等を図ることを目的とする。

（期間）

第２条　この協定の有効期間は令和　年　月　日から令和７年３月３１日までとする。

（納入）

第３条　乙は、甲が定めた納入仕様書、見積り条件等に基づき物資を納入しなければならない。

２　乙は、甲の指示した納入日時を厳守しなければならない。ただし、事故、天災等、やむを得ない事

態が発生した場合は、この限りでない。

（内容変更）

第４条　甲は、納入期日及び数量を変更することができるものとする。この場合において甲は乙に対し

て通知する。

２　甲は、天変地異等の不測の事態等必要があると認めるときは、乙と協議の上、納品内容を変更し、

又は納入を中止させることができる。

３　乙は、事前に生産地、成分表示等が変更となる場合には、甲に連絡し指示を受けなければならない。

４　天変地異等の不測の事態や経済情勢の変化により、契約金額が著しく不適当であると認めるときは、

契約金額を変更することができる。

（検収）

第５条　乙は、物資を納入する場合は、検収を受け合格したときに、甲に引渡しをするものとする。こ

の場合において運賃等の費用は、乙の負担とする。

２　甲は検収の結果、不適格品、量不足等を認めた場合は、乙と協議のうえ、良品と交換しなければな

らない。

３　前項の物資返品、交換等の費用は、乙の負担とする。

（代金の支払）

第６条　乙は、物資を納入し、かつ、甲の検収に合格した後に、甲が指定する様式により代金を請求す

るものとする。

２　支払金額は、契約金額に納入数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

３　甲は、乙からの適正な請求書を受理してから３０日以内に代金を支払う。

（衛生管理）

第７条　乙は、物資の納入にあたっては、学校給食に関する法規、食品、公衆衛生に関する関係法令及

び通達、保健所の指導等を遵守し、物資等の衛生管理に万全を期さなければならない。

２　乙は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方について、甲と定期的な意見交換などを行う等

により、衛生管理に努めなければならない。

（保菌検査）

第８条　乙は、物資の製造及び配送等に関わる業務従事者について、次に掲げる項目を含む保菌検査を

実施するものとする。

（１）赤痢菌

（２）サルモネラ属菌

（３）腸管出血性大腸菌（Ｏ－２６、５５、１１１、１２６、１５７）

（４）その他、甲が必要と認めたもの

２　乙は、保菌検査を毎月１回以上実施し、当該検査結果の写しを山形市学校給食センターに提出する

ものとする。ただし、甲が認めた場合、検査回数等を変更できるものとする。

３　乙は、保菌検査の結果、異常が認められた者を業務に従事させてはならない。

４　乙は、従事者及びその家族に法定伝染病等が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

（業務の報告及び調査）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、乙の衛生管理等について報告を求め、店舗等の確認をする

ことができる。

２　甲は、前項の規定により報告を受け確認した結果、必要と認めるときは乙に必要な措置を命じるこ

とができる。

３　物資に異物混入があった場合は、甲は乙に対しその原因に関する報告書の提出を求めることができ

る。乙は、報告書の提出を求められた場合には、直ちに報告書を提出するとともに、その原因となっ

た事例の改善について書面で甲に提出しなければならない。

（協定の解除）

第10条　甲は、次に掲げる項目に該当するときは、この協定を解除することができる。

（１）乙が納入期限内に物資を納入しないとき、又は見込みがないと明らかに認められるとき

（２）乙が納入業者として、食品衛生上不適格者と認められるとき

（３）乙から協定解除の申し出があったとき

（４）その他、協定項目に違反したとき

２　前項の規定によりこの協定が解除された場合、乙がこれにより被る損害については、甲はその責め

を負わない。

（事故報告）

第11条　乙は、物資の納入に際し、事故が発生した場合は直ちに甲に報告し、適切な措置をとらなけれ

ばならない。

２　乙は、物資の納入中に発生した業務従事者の事故については、乙の責任において処理するものとする。

（損害賠償）

第12条　乙は、その責めに帰する理由により、物資の納入等に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

（法令の遵守）

第13条　乙は、この協定に定めるほか、関係法令、山形市の諸規則等を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第14条　乙は、物資の納入等に関し知り得た秘密を他に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとす

る。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を

保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　山形市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山形市長　　　佐　藤　孝　弘　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印